

平成 30 年
第 3 回 定 例 会

市 政 報 告

(附 提 案 説 明)

尾 鷲 市

(登壇)

(はじめに)

平成30年第3回定例会の開会にあたり、議案についてのご説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

(中部電力尾鷲三田火力発電所用地活用検討)

先ず、中部電力尾鷲三田火力発電所用地活用検討についてであります。

本年5月、本市と中部電力において、発電所用地の活用検討を協力して進める新たな協定を締結し、共存共栄の理念に基づき、パートナーシップを強化しているところであります。

このような中、先月24日に、当該協定に基づき、中部電力、尾鷲商工会議所、本市の3者を会員とし、さらに、オブザーバーとして三重県、三重大学にもご参加いただき、より具体的に検討を進める「おわせSEAモデル協議会」を発足いたしました。

広大な発電所用地の活用については、今後の尾鷲の再生を担う非常に重要な位置付けと捉えていることから、知恵を出し合いながら、検討を進めていく必要があります。

本協議会におきましては、先ず、本年度末までにグランドデザインを策定してまいります。地域経済の活性化、雇用の創出、集客交流人口の拡大、市民サービスの向上について、幅広いご意見をいただきながら、あらゆる検討を行い、グランドデザインへの反映を考えているところであります。

今後、市ホームページなど、ご意見を集約できる仕組みづくりを整え、市民の皆さま、市議会をはじめとする関係機関、団体の皆さまによる「オール尾鷲」で、用地活用について検討を進めてまいりますので、格別のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

(市政改革)

次に、市政改革についてであります。

先ず、指定管理者制度の抜本的な見直しであります。

指定管理者制度につきましては、平成18年度から、本市の公の施設に制度導入を図り、現在8施設において運用を行っているところではあります。導入以降12年が経過する中で、導入に関する基本方針もなく、また、評価・検証が実施されていない状況となっております。

このことから、本年4月より、市政改革担当において、導入基本方針及び導入施設におけるモニタリング等の基本方針を定めるべく準備を進め、7月に完成いたしました。

そのような中で、本年度に指定管理期間が終了する5施設を対象に、導入基本方針に則り、管理・運営形態、指定管理料の抜本的な見直しを実施したところであります。

今後、残り3施設におきましても、モニタリング等の基本方針も活用しながら、評価・検証を実施し、見直しを行ってまいります。

次に、全事業の見直しについてであります。

本市の厳しい財政状況を踏まえ、10月中旬を目途に、全ての既存事業及び新規事業について、「必要性・緊要性」、「妥当性」、「有効性」、「効率性」及び「類似性」の5つの観点から評価・検証を実施し、事業の見直しを図ってまいります。

この事業の見直し結果につきましては、検証結果ができ次第、改めてお示しさせていただきます。

その他の取り組みといたしましては、職員提案である市民への「三重とこわか国体」啓発を目的としたオリジナルポロシャツの制作・着用について、職員自らがデザイン提案から自費による購入まで、自主的かつ主体的に行動し、先月末に完成した次第であります。

こうした職員一人ひとりの意識の変化が行動に表れ、そして、市政改革という大きな流れをつくるきっかけになると考えております。

今後も、職員の意識改革はもちろんのこと、より具体的に、時間軸をもって、市政改革をなお一層進めてまいります。

(おわせ港まつり)

次に、「おわせ港まつり」についてであります。

去る8月4日に開催されました「第68回おわせ港まつり」につきましては、晴天に恵まれ、朝から、イタダキ市を始め、恒例となりました魚つかみ大会、カッター大会が盛大に開催されました。

また、午後からの特設ステージでは、今年は、東海テレビ「スタイルプラス」の番組企画による元プロ野球選手の和田一浩さんなどの進行による大抽選会や、尾鷲高校軽音楽部、フラダンスチーム、尾鷲節保存会、坂東流柳蛙会、ロックジャム、尾鷲節保存会こども太鼓など、多くの皆さまのご出演による多彩な催しが繰り広げられ、フィナーレの海上花火大会では大輪の花が晴天の夜空に咲き乱れるなど、観客を魅了したところであります。

本年は、東海テレビの番組の応援もあり、市民のみならず、市外、県外から、過去最高の5万人という来場者数で、大賑わいの一日でありました。

これも、市民の皆さま、企業、事業所のご理解によるご協賛と、「おわせ港まつり実行委員会」や「ごみナビゲート」など、たくさんのボランティアの皆さまによるご協力のおかげであり、敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

また、本年度後半には「全国尾鷲節コンクール」、「おわせ海・山ツーデーウォーク」、「尾鷲磯釣り大会」など、市内外の方々に訪れていただくための様々な集客イベントを開催してまいります。

今後も、重要な地域資源を利活用し、観光交流等に取り組むことにより、本市への経済効果につなげてまいります。

(おわせ魅力発信)

次に、おわせ魅力発信についてであります。

魅力発信については、あらゆる分野の活動にかかわりながら、市内の魅力を集客交流や販売促進につなげていくことを念頭に、様々な手法で情報発信に努めているところであります。

まずは、「尾鷲」という地名を関西圏、中京圏を中心に、もっと多くの方に認識してもらい、具体的に理解してもらうために、テレビなどでのPRや、関西の旅行会社、県内の商業施設において、尾鷲市観光PR展を開催するなどの取り組みを行い、知名度、認知度アップに努めているものであります。

また、販売促進の観点では、関西圏を中心に、百貨店や食品流通会社等に尾鷲の商品、特産品を紹介しながら、地元事業者と流通バイヤーのマッチングを行い、双方のビジネスチャンスにつながる事例については、一部取引も始まるなどの成果も出ております。

今後は、尾鷲商工会議所や尾鷲観光物産協会、また水産、林業関係団体等と連携して、こうした取引の経験を活かしながら、ともにより流通しやすい商品、産品づくりなども進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、このような取り組みは一朝一夕に成果の出るものではないことから、より戦略的な情報発信のあり方を研究するとともに、地域の主体的な活動に対し、人的労力や、知識、手続き等において積極的な支援を行いながら、魅力発信に努めてまいります。

(農業・関連産業の振興)

次に、農業の振興についてであります。

本年8月から、三木里地区において、農業経営の不安定な就農初期段階を支援することを目的に、国の「農業次世代人材投資事業補助金」を活用した支援を、新規就農者1名に対して実施し、育成に取り組んでいるところであります。

また、同地区において、県の「中山間地域総合整備事業」を活用した新規の農道整備を進め、営農活動の向上に向け、取り組んでいるところであります。

現在、用地買収に向けた地権者との協議も概ね完了し、間もなく新規農道の工事発注となる予定であります。

次に、天満地区におきましては、甘夏を中心とした^{かんきつ}柑橘類生産が盛んであり、また、生産活動には農道「北浦水地線」^{きたうらすいじ}の共用が不可欠であります。

しかしながら、経年劣化による舗装の痛みが激しく、出荷時の荷傷みも懸念されていることから、これを解消すべく継続的に舗装工事を実施してまいります。

これら施策を推進することで、就農意欲の喚起及び就農後の定着を目指すとともに、営農活動の向上に引き続き取り組んでまいります。

(林業・関連産業の振興)

次に、林業の振興についてであります。

「みえ森と緑の県民税」を活用した「林業研修センター木質化事業」につきましましては、木の香る快適な環境を提供することを目的に、内装を尾鷲ヒノキ材で木質化いたします。

現在、10月から12月末までの工期を予定し、準備を進めているところであり、利用者である市民の皆さまや林業関係者等に、快適な空間を提供することのみならず、モデルハウスとして活用することで、尾鷲ヒノキのPRにつなげてまいります。

次に、同県民税を活用した「人家裏等^{きけんぼく}危険木伐採事業」につきましましては、生活環境の保全や向上を目的に、自治会や地区会が事業主体となり、人家に密接する山林での危険木を伐採することに対し、その費用の一部を補助するものであります。

これにより、地区の皆さまとともに、倒木による災害を未然に防ぎ、安全・安心な生活環境の構築を図ってまいります。

いずれにいたしましても、「みえ森と緑の県民税」の基本方針である、「災害に強い森林づくり」、「県民全体で支える社会づくり」の趣

旨のもと、本市の実情に応じた施策を、引き続き展開してまいります。

次に、県の補助金を活用した「森林環境創造事業」につきましては、環境林としての整備計画に基づいた森林を対象としており、現在、整備計画の承認を受け、標準地調査と間伐事業の準備を進めているところであります。

本事業実施により、森林の適正管理が行われることで、水源かん養機能、土砂災害防止機能や生物多様性の保全といった、森林の持つ公益的機能を発揮させてまいります。

次に、「林道基盤整備事業」につきましては、国の「農山漁村地域整備交付金」を活用しながら、林道における橋梁の経年劣化に伴う修繕工事を実施しているところであります。

現在、林道「龍の谷線」の橋梁2橋において発注準備を進めており、橋梁の長寿命化とともに、林道使用者の安全管理に取り組んでまいります。

次に、「市有林主伐事業」につきましては、市有林主伐事業計画のもと、毎年、主伐材を安定的に尾鷲木材市場協同組合へ出材しており、セリ市への参加業者数の増加と、市場の活性化につなげているところであります。

本年度につきましては、昨年度まで実施してきたクチスボ地区から、早田地区へと移行し、主伐事業を実施いたしますが、現在、搬出業者と契約を締結し、伐採・搬出の準備を進めているところであります。

このように、市有林材を毎年出材することにより、安定供給に基づく需要の拡大、地元林業界の活性化、そして、尾鷲ヒノキのブランドのさらなる伸展につなげてまいります。

（水産業・関連産業の振興）

次に、水産業の振興についてであります。

近年の水産業は、水産資源の減少とともに、全国的な魚価の低迷と生産コストの増加が大きな課題となっており、加えて漁業従事者の高齢化が進み、後継者・担い手不足が益々深刻化しております。

水産業界において厳しい状況が続く中、今年3月に三重外湾、尾鷲、大曾根、^{かいの}海野の4漁業協同組合が合併し、三重外湾漁業協同組合として新たに発足いたしました。

漁協は、地域の水産業の中核的組織であり、漁業者の様々なニーズに応えつつ、組織の効率化や販売力の強化を図り、組合員の所得向上と漁協の経営基盤の強化に取り組まれております。

今回の漁協合併により、市内の漁協はひとつに集約され、本市の漁業振興に三重外湾漁協が果たす役割は益々重要となることから、今後、一層の連携を図ってまいります。

また、漁業後継者・担い手対策につきましては、これまでも漁業関係者と連携した「尾鷲市漁業体験教室」の開催や、都市部での農林漁業就業・就職フェア等を活用した情報発信など、漁業就業希望者へのアプローチを続けております。

三重外湾漁協尾鷲事業所における「早田漁師塾」につきましては、漁業就業希望者に対する就労支援の促進、及び漁業に関する知識・技術の習得を目的として、引き続き地元漁業者等の指導のもと、約1ヶ月間の実践的な研修に取り組まれております。

本年度におきましても、地元負担と市の補助による運営で継続し、第7期漁師塾を10月下旬に開校予定であり、受講生の募集が開始されたところであります。

今後も、漁協、県漁連をはじめとする水産関係団体、県などとも連携しながら、漁業の知識や技術習得をスムーズに実践させることで、就業体制の確立を目指してまいります。

次に、「水産基盤ストックマネジメント事業」につきましては、現在、須賀利漁港の機能保全工事を実施しており、本年度が本地区においての最終年度となります。

また、他の市内漁港についても機能保全計画に基づき、順次工事を実施していくことで、漁港施設の長寿命化を図ってまいります。

(鳥獣害対策の推進)

次に、鳥獣害対策の推進についてであります。

現在、獣害パトロール員2名を雇用し、被害多発地域の見回り、迅速な追い払いや猟友会による捕獲等を実施しております。

本年度も「有害鳥獣緊急捕獲活動支援事業」を活用し、8月末現在、ニホンザルについては16頭、イノシシ52頭、ニホンジカ184頭を捕獲しており、積極的な捕獲による頭数調整が被害の軽減につながっているものと考えております。

農作物被害の対策については、被害多発地区のパトロール等を強化し、加えて自治会・地区会へ県と市による獣害勉強会の呼びかけを行ない、獣害に対する知識や対策方法について理解を深めていただき、市と地区住民が協力した、獣害に強い地域づくりを目指してまいります。

一方、本年度に入り、熊らしき動物の目撃情報が5回寄せられており、目撃情報が寄せられた地域へのパトロールや注意看板設置、防災行政無線、エリアワンセグ及びホームページ等を通じ、市民の皆さまに注意喚起を行ったところであります。

ツキノワグマについては、県指定希少野生動物種であることから、今後においても目撃された場合は、県が作成した「ツキノワグマ出没等対応マニュアル」に基づいた対応を行うとともに、迅速な情報共有による関係機関との被害防止対策を実施してまいります。

(良好な生活環境の保全)

次に、良好な生活環境の保全についてであります。

公共用水域の水質保全につなげるため、合併処理浄化槽の普及促進を図り、家庭から排出される生活雑排水ざっばいすいについては、適切に排水処理を行い、環境への負荷を低減させていく必要があります。

また、本市のし尿処理施設である尾鷲市クリーンセンターを適正に運営管理することで、生活環境の保全に努めているところであります。

当施設は平成18年度より稼働しており、平成25年度から平成30年度までの6年間は、包括複数年整備運営管理業務委託の中で、し尿、浄化槽汚泥の適正な処理及び施設の維持補修管理を行っております。

来年度以降の更新においても、6年間の同様な業務委託を行い、委託費の平準化や、維持管理の効率化による費用の削減に努めてまいります。

(学校教育の充実)

次に、学校教育の充実についてであります。

近年、夏の暑さは尋常なものではなく、全国的にも熱中症患者が多数出ており、救急搬送されるといった事例も多発しております。

これまでも、各学校には熱中症対策として、こまめな水分の補給や高温時の運動や外出を控えること、また、子どもたちの健康観察を確実にを行い、様子がおかしい時には迅速な対応をすることなど、教育委員会より指導・助言を行っております。

あわせて、6月下旬から7月下旬までの教室の気温を報告させ、子どもたちの学習環境の実態把握に努めております。

この2学期につきましても、暑い日が続くことが想定されますので、油断することなく、子どもの安全・安心のために努めてまいります。

次に、第6回「おわせっ子 共育フェスティバル」についてであります。

これまで、市内の子どもたちが、集い、見合い、聞き合う学びの場として、また、自信や意欲につながる体験の場として、本事業を実施してまいりました。

それぞれの学校が、工夫をこらした発表を繰り広げており、観客に感動を与え、また、子どもたちにも発表を通じて、大きな自信を持つことにつながっております。

今年度につきましても、「尾鷲に生きる！！」をテーマに、せぎやまホールにて、11月2日に開催いたしますので、保護者や地域の皆さまにも是非ご来場いただき、次代を担う子どもたちに、励ましの声援を送っていただきたいと思いますと思っております。

(子育て支援)

次に、子育て支援についてであります。

本市では、妊娠期から子育て期にわたる途切れのない支援体制を構築し、定住移住につなげる「子育てしたい・しやすいまちづくり」に取り組んでおり、福祉保健センターに「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健及び児童福祉の充実に取り組んでおります。

産後早期より母子への心身のケアと育児サポートを行う「産後ケア」では、出産後、体調が回復していない、育児不安の強い母親に対し、尾鷲総合病院において宿泊及び通所サービスを実施しております。

また、「子ども医療費助成事業」につきましては、本年9月診療分から、助成の対象を小学校卒業から中学校卒業まで拡大して実施いたします。

これにより、児童の健康、福祉の向上、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

加えて、未就学児に対する福祉医療費助成制度の充実を目指し、県の制度として整備が進められている「医療費の窓口無料化」いわゆる「現物給付」について、紀北町との同時実施を目指し、紀北医師会等の協力を得ながら、来年度の実施に向け、取り組んでまいります。

（「三重とこわか国体・三重とこわか大会」）

次に、「三重とこわか国体・三重とこわか大会」についてであります。

本年7月18日に開催されました、公益財団法人日本スポーツ協会理事会におきまして、第76回国民体育大会の開催地を三重県とすること、会期を2021年9月25日から10月5日までの11日間とすることが決定されております。

これにより、本市では正式競技としての、オープン ウォーター スイミングが、また、デモンストレーション スポーツとしての、ウォーキング、クッブ、ユニカールの計4競技を行うことが決定いたしました。

この決定を受けまして、先月29日には、本市の国体開催に関連する、競技、教育、産業など、幅広い関係者や市民の代表の方々による「三重とこわか国体・三重とこわか大会 尾鷲市実行委員会」を設置したところであります。

国体の開催にあたりましては、市民の皆さま方の総力を結集し、成功につなげてまいりたいと考えておりますので、今後とも、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

（高齢者福祉の推進）

次に、高齢者福祉の推進についてであります。

本市では、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けることができるよう、地域全体で支え合う「地域包括ケアシステム」の構築を進めております。

なかでも、「高齢者の集いの場づくり」、「ごみ出し支援」、「見守り」や「買物支援」などについて、生活支援コーディネーターを中心に、地区住民や関係機関と仕組みづくりに取り組んでおります。

現在、九鬼地区をモデル地区として、地区住民・集落支援員等と協働し、買物や通院等の「移動支援」について具体的な取り組みが進んでおり、実施段階に来ているところであります。

続いて、三木浦地区をモデル地区に加え、地区住民や関係機関との協議により、地域の資源やニーズの抽出を進めており、九鬼地区での取り組みを参考にしながら、地区のニーズに合った支援体制づくりを進めております。

今後も、地域包括ケアを着実に進めるため、各地区のニーズに合った生活支援体制を構築してまいります。

また「在宅医療介護連携」につきましては、尾鷲総合病院に開設した「紀北在宅医療介護連携支援センター」を中心に、医療及び介護事業所への相談支援や、在宅医療・訪問看護に関する情報提供を中心に、尾鷲総合病院と連携しながら取り組みを進めております。

今後も医療・介護をはじめとする多職種連携を推進するため、事例検討会などの研修会や、市民の皆さまへの講演会を開催するとともに、紀北医師会をはじめとする関係機関との連携により、在宅でのより良い生活支援を目指して取り組んでまいります。

(防災対策)

次に、防災対策についてであります。

大正12年9月1日は、関東大震災が発生した日で、台風の多い時季でもあることから、毎年この日を「防災の日」、この日の前後を「防災週間」として、全国的に防災に関する取り組みが実施されております。

本市におきましては、今年2日に「尾鷲市防災訓練」を実施し、各自主防災会、自治会を合わせ40団体、約1,800名の参加がありました。

自然災害への対策は、自分の命は自分で守る「自助」、共に協力して助け合う「共助」が極めて重要であります。

このことから、緊急地震速報による危険回避行動訓練や、^{おおつなみ}大津波警報による避難訓練を実施することで「自助」の意識の向上を図り、また、その後に消火・救急・資機材取り扱い訓練を実施することで

「共助」の意識の醸成を図ることを目的に、本訓練を実施したものであります。

訓練内容につきましては、各自主防災会が企画し、訓練指導を地元消防団員や消防職員が行うことで、地域みんなで災害に対応するという連帯感の強化も図ることができたものと思っております。

毎年実施しております尾鷲市防災訓練であります。市民のみならず、市民のみなさまに防災文化を定着させ、さらに醸成してまいりたいと考えておりますので、本市全域被災者ゼロを目指す中で、今後においても訓練への積極的な参加をお願いいたします。

(ふるさと納税)

次に、ふるさと納税についてであります。

「ふるさと納税大幅拡大獲得キャンペーン プロジェクト」にて策定いたしました実施計画のもと、自主財源の確保のみならず、尾鷲特産品のPR等販路拡大にもつなげる「キャンペーン」を実施しております。

本年4月からは、ふるさと納税ポータルサイトの充実をはじめ、従来から提供していた食品類に加え、肉類やアルコール類など、新たな返礼品をラインナップいたしております。

また、都市部でのガイドマップを使つてのPR活動、当地域での体験ツアーの実施など、「尾鷲に貢献・応援したい。」と考えていただける取り組みを実施しているところであります。

さらに、寄附者のリピートの確保を目的として、「おわせ港まつり」の特別観覧席に、216名の方をご招待し、好評をいただきました。

ふるさと納税におきましては、寄附を検討している方に対し、先ず、尾鷲を知ってもらう機会を設けること、特産品に注目していただくことが重要な要素となっております。

引き続き、返礼品のさらなる充実を図りながら、この「キャンペーン」を推進し、ふるさと納税の獲得に取り組んでまいります。

(提案説明)

それでは、今回提案しております議案第51号「尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について」から、議案第63号「平成29年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの13議案についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第51号「尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について」につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が昨年6月に交付され、施行される平成31年3月1日以降に告示される都道府県議会議員の選挙及び市区議会議員の選挙についても、選挙運動用ビラの頒布が認められるようになったもので、条例で定めることにより公費負担とするため、同条例を改正するものであります。

4ページの議案第52号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」につきましては、本市では奨学金貸与対象の学校種別においては、専修学校の修業年限を短期大学等と同様の2年以上としておりますが、学校教育法では専修学校の修業年限は1年以上と規定されており、奨学金制度をより多くの方に活用していただくためにも、学校教育法と同様に、本市条例に規定する専修学校の修学年限を1年以上に改めるものであります。

また、条例に規定されている選考委員会に係る規定を削除し、新たに「尾鷲市奨学金貸与選考委員会設置規則」を制定するものであります。

次に、6ページの議案第53号「記号式投票に関する条例の廃止について」につきましては、現在、本市においては市長選挙、及び同時に執行される市議会議員の補欠選挙に限り、記号式投票を適用していますが、自書式の期日前投票の利用者が増加していること、また、投票用紙分類機の導入により、自書式投票用紙の分類が容易となったことなどから、自書式投票に統一いたしたく、同条例を廃

止するものであります。

次に、8ページの議案第54号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」から、11ページの議案第57号「平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの4議案についてご説明いたします。

それでは、お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第4号）主要事項説明の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で3億7,692万円、国民健康保険事業会計で1億5,793万3千円、後期高齢者医療事業会計で561万7千円をそれぞれ追加し、病院事業会計では、歳入で1,979万9千円、歳出で3,056万4千円をそれぞれ追加し、これにより各会計を含めた予算総額を187億3,629万4千円とするものであります。

まず、一般会計からご説明いたします。

2ページをご覧ください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

8款、地方特例交付金は、額の確定により103万6千円を増額するものであります。

9款、地方交付税は、普通交付税の額の確定により1億2,283万3千円を増額するものであります。

これは、基準財政収入額で、主に固定資産税の減額により、総額として減額となる一方、基準財政需要額においても、社会福祉費では増額となったものの、多くの費目において単位費用等の減により減額となったことから、総額として減額となりました。

基準財政需要額の減額幅と基準財政収入額の減額幅がほぼ同等であったことから、交付基準額についても、ほぼ前年度並みになったことによるものであります。

13款、国庫支出金614万6千円の増額は、認知症高齢者グループホーム等の改修及び修繕にかかる補助金に対する、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金496万3千円の追加が主なもので

あります。

14款、県支出金84万4千円の増額は、自殺対策計画策定及び自殺予防事業に対し、自殺対策緊急強化事業補助金50万5千円の追加が主なものであります。

15款、財産収入100万8千円の減額は、尾鷲市中央駐車場を使用禁止にしたことに伴い、土地建物の賃貸借契約を変更したことによる、管財関係土地貸付料の減額であります。

16款、寄附金8万円の増額は、一般寄附金として1団体からご寄附いただいたものであります。

17款、繰入金331万7千円の増額は、前年度等の精算金として、後期高齢者医療事業会計から51万3千円、国民健康保険事業会計から280万4千円を繰り入れるものであります。

18款、繰越金2億3,332万1千円の増額は、平成29年度決算に伴う繰越金であります。

19款、諸収入615万1千円の増額は、健康増進計画策定に対する公益財団法人 地域社会振興財団の長寿社会づくりソフト事業費交付金5百万円の追加、尾鷲観光物産協会補助金前年度精算金115万1千円の追加であります。

20款、市債420万円の増額は、平成30年度普通交付税の算出に基づく、臨時財政対策債発行可能額の算出の結果、臨時財政対策債を増額するものであります。

次に、歳出であります。

3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち、主なものについて、次のページで説明いたします。

4ページをご覧ください。

まず、総務費では、財産管理費で、基金積立金として、財政調整基金積立金2億1,616万4千円、都市計画事業基金積立金8,047万6千円のほか、記載のとおり各基金に積み立てるものであります。

コミュニティセンター費で、集落の維持・活性化対策を推進するため、梶賀地区において集落支援員を設置するための経費 1 1 3 万 4 千円の追加であります。

民生費では、各事業における前年度精算金の追加のほか、老人福祉費で、認知症高齢者グループホーム等の改修及び修繕に対する支援として、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金 4 9 6 万 3 千円の追加、市外の施設への 1 名分の入所費用として、老人福祉施設入所者措置費 1 7 7 万 2 千円の増額であります。

教育費では、学校管理費で、平成 3 1 年 3 月 3 1 日付けで休校となる三木・三木里小学校の休校記念誌作成補助金として 6 0 万円の追加であります。

公債費では、平成 2 9 年度の起債額とその利率の確定などにより、公債費元金で 9 5 万円の増額、公債費利子で 3 3 7 万 3 千円の減額であります。

続きまして、債務負担行為補正についてご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

いずれも追加で、先ず、福祉医療費助成制度システム改修業務委託につきましても、未就学児の医療機関での窓口負担無料化を、平成 3 1 年度中に実施するにあたり、平成 3 0 年度からのシステム改修作業が必要となるため、債務負担行為を設定するものであります。

尾鷲市クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託につきましても、安全性の確保と経費の削減につながることから、その期間を 6 年間とし、それに伴い尾鷲市クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託のモニタリング等業務委託についても、期間を 6 年間とするものであります。

尾鷲市地域資源活用総合交流施設指定管理料につきましても、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましても、表のとおりであります。

6 ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、1億5,793万3千円を追加し、歳入歳出総額を26億6,747万7千円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金1億5,793万3千円の増額であります。

歳出は、基金積立金で、財政調整基金積立金1億1,853万7千円の増額、諸支出金で、額確定による一般被保険者返還金3,070万1千円、退職被保険者返還金548万3千円の増額、事業費等の精算による一般会計繰出金280万4千円の追加が主なものであります。

7ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は561万7千円を追加し、歳入歳出総額を6億2,144万9千円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金561万7千円の増額であります。

歳出は、広域連合負担金510万4千円の増額と、諸支出金で、一般会計への繰出金51万3千円の増額であります。

8ページをご覧ください。

病院事業会計であります。

資本的収入及び支出は、収入で、1,979万9千円の増額であります。

これは、企業債において、医療機器の更新等に伴う1,950万円の増額と、寄附金において、1名の方からご寄附いただいたことに伴う29万9千円の追加であります。

支出では、3,056万4千円の増額であります。

これは、資産購入費において、分娩監視システム1,296万円、臨床検査システム1,328万4千円、DPC分析システム432万円の器械備品購入費の追加であります。

以上をもちまして、議案第54号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」から議案第57号「平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの4議案の説明とさせていただきます。

次に、議案書の 12 ページをご覧ください。

議案第 58 号「平成 29 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、15 ページの議案第 61 号「平成 29 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 4 議案につきましては、いずれも地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであり、会計管理者から説明いたさせます。

また、16 ページの議案第 62 号「平成 29 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」と、17 ページの議案第 63 号「平成 29 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の 2 議案につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項に規定により、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付するものであり、それぞれ病院事務長及び水道部長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

(会計管理者)

それでは、議案第58号「平成29年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第61号「平成29年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの計4議案につきまして、お手元の「平成29年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書」に基づき、それぞれの決算概要をご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

この表は「一般会計及び特別会計の決算総括表」であります。

各会計別に見てみますと、一般会計では歳入歳出とも予算現額は同額の101億6,029万9千円に対し、歳入決算額は101億6,981万5,754円、予算現額に対する収入率は100%であります。

歳出決算額は99億2,429万8,782円で、執行率は97.6%となり、歳入歳出差引残額は、2億4,551万6,972円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計では、歳入歳出とも予算現額は、同額の29億9,230万7千円に対し、歳入決算額は30億6,541万1,291円、予算現額に対する収入率は102.4%であります。

歳出決算額は29億747万7,149円、執行率は97.1%、歳入歳出差引残額は、1億5,793万4,142円であります。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の6億4,978万4千円に対し、歳入決算額は、6億4,920万1,188円、予算現額に対する収入率は99.9%であります。

歳出決算額は6億4,358万3,479円、執行率は99.0%、歳入歳出差引残額は、561万7,709円であります。

公共下水道事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の216万4千円に対し、決算額は、歳入歳出とも同額の216万2,31

4円、収入率・執行率は99.9%、歳入歳出差引残額は0円であります。

以上、平成29年度の決算総額は、予算現額138億455万4千円に対し、歳入決算額は、138億8,659万547円、予算現額に対する収入率は100.5%であります。

歳出決算額は134億7,752万1,724円、執行率は97.6%、歳入歳出差引残額は、4億906万8,823円であります。

次に、2ページをご覧ください。

実質収支額ですが、区分3の歳入歳出差引額から、区分4の翌年度へ繰越すべき財源を差し引いたものが、区分5の実質収支額となります。

一般会計の実質収支額について、翌年度へ繰越すべき財源の繰越明許費繰越額が1,219万4千円でございますので、これを差し引いた2億3,332万2,972円が実質収支額となり、平成30年度への繰越金となります。

なお、この繰越明許費繰越額1,219万4千円は、6月4日に開会されました、平成30年第2回定例会の「報告第5号」にて報告させていただきました、平成29年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の翌年度繰越額7,127万7千円の財源内訳における一般財源分であります。

特別会計については、翌年度へ繰越すべき財源がありませんので、国民健康保険事業特別会計以下各特別会計の実質収支額は歳入歳出差引額と同額で、記載のとおりであります。

次に、3、4ページをご覧ください。

それでは、一般会計歳入歳出決算の概要を歳入款別決算額調により各款別の主なものについてご説明いたします。

1款市税は、予算現額21億7,521万7千円に対し、調定額は23億1,115万4,917円、収入済額は22億2,723万7,400円、一般会計収入済額全体（構成比）の21.9%を占めております。

前年度との比較は2,893万7,765円の減少となっており、その主な要因は個人・法人市民税、及び市たばこ税の減収であります。

不納欠損額は571万1,071円、前年度との比較は1,236万5,709円の減少であります。

収入未済額は7,820万6,446円、前年度との比較は、25万6,715円の減少であり、収納率は96.3%であります。

2款地方譲与税の収入済額は5,089万9千円であります。

3款利子割交付金の収入済額は485万3千円、前年度との比較は133万2千円の増加であります。

4款配当割交付金の収入済額は1,210万1千円、前年度との比較は346万4千円の増加であります。

5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は1,191万9千円、前年度との比較は685万8千円の増加であります。

6款地方消費税交付金の収入済額は3億1,614万5千円であります。

7款自動車取得税交付金の収入済額は1,853万9千円、前年度との比較は492万1千円の増加であります。

8款地方特例交付金の収入済額は603万9千円であります。

次に、5、6ページをご覧ください。

9款地方交付税の収入済額は35億7,258万4千円、一般会計収入済額全体の35.1%を占めております。

前年度との比較は3,074万5千円の減少であります。

10款交通安全対策特別交付金の収入済額は247万1千円あります。

11款分担金及び負担金の収入済額は1億3,375万2,727円あります。

収入未済額は732万1,630円、主なものは保育所入所保護者負担金であります。

12款使用料及び手数料の収入済額は1億2,427万7,30

9円、前年度との比較は311万8,473円の減少であります。

不納欠損額は1万6,800円、し尿処理手数料の不納欠損処分によるものであります。

収入未済額は726万1千円、主に市営住宅使用料及びし尿処理手数料であります。

13款国庫支出金の収入済額は9億4,441万6,973円、前年度との比較は1億3,324万9,574円の減少であります。

これは主に、総務費国庫補助金及び民生費国庫補助金の減少によるものであります。

14款県支出金の収入済額は5億7,538万5,775円、前年度との比較は463万8,808円の減少であります。

これは主に、民生費県補助金の減少によるものであります。

15款財産収入の収入済額は3,740万3,462円でありま
す。

次に、7、8ページをご覧ください。

16款寄附金の収入済額は1億2,176万9,111円、前年
度との比較は2,007万3,628円の増加であります。

これは、ふるさと寄附金制度による寄附金、いわゆるふるさと納
税の増加が主な要因であります。

17款繰入金の収入済額は8億3,743万8,595円、前年
度との比較は1,595万183円の減少であります。

これは、財政調整基金繰入金の減によることが、主な要因であり
ます。

18款繰越金の収入済額は2億7,225万9,171円であり
ます。

19款諸収入の収入済額は1億2,812万5,231円、前年
度との比較は1,274万4,858円の増加であり、これは、雑
入の増加が主な要因であります。

収入未済額は1,039万8,033円、主なものは、奨学資金
貸付金返還金が151万2,500円、生活保護法第63条、第7

8条及び第78条の2による返還金が886万4,533円であります。

20款市債の収入済額は7億7,220万円、前年度との比較は1億1,380万円の減少であります。

科目別の詳細は備考欄のとおりであります。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額101億6,029万9千円に対しまして、調定額102億7,873万734円、収入済額は101億6,981万5,754円、前年度との比較は3億3,958万1,527円の減少となり、不納欠損額は572万7,871円、収入未済額は、1億318万7,109円、収入未済額の大半は市税であります。

歳入全体の予算に対する収入割合は100.0%、調定に対する収入割合は98.9%であります。

一般会計歳入の款別の決算額につきましては以上であります。

なお、参考に予算現額と収入済額との比較で、各節の増減額50万円以上のものにつきましては、その主な理由を本主要説明書の35ページから38ページにかけて記載しておりますので後ほどご参照ください。

次に、9、10ページをご覧ください。

一般会計の歳出款別決算額調であります。

歳入同様、主なものについてご説明いたします。

1款議会費は、支出済額1億1,635万7,456円、前年度との比較は702万2,832円の減少であります。

この主な要因は、議員報酬等の減少によるものであります。

執行率は94.4%であります。

2款総務費は、支出済額18億1,947万7,687円、前年度との比較は2億86万4,438円の減少であります。

主な要因は、一般管理費及び財産管理費の減少によるものであります。

執行率は97.9%であります。

3 款民生費は、支出済額 3 4 億 5, 8 7 2 万 7, 6 5 8 円、前年度との比較は 1 億 5, 6 7 7 万 8, 5 4 1 円の減少であります。

この主な要因は、社会福祉費における社会福祉総務費の減少によるものであります。

執行率は 9 8. 4 % であります。

4 款衛生費は、支出済額 1 4 億 7, 5 9 5 万 2, 2 9 9 円、前年度との比較は 3, 6 6 3 万 4, 4 5 3 円の増加であります。

この主な要因は、病院費の増加によるもので、執行率は 9 8. 6 % であります。

次に、1 1、1 2 ページをご覧ください。

5 款農林水産業費は、支出済額 4 億 1, 5 0 6 万 5, 8 1 3 円、前年度との比較は、6, 9 2 1 万 8, 8 4 3 円の増加であります。

この主な要因は、水産業費における漁港建設費の増加によるものであります。

翌年度繰越額 5, 0 3 9 万 4 千円は、水産基盤ストックマネジメント事業であります。

執行率は 8 7. 4 % であります。

6 款商工費は、支出済額 1 億 2, 0 7 0 万 8, 4 7 0 円、前年度との比較は 6, 8 8 6 万 1, 8 9 9 円の減少であります。

この主な要因は、商工費における観光費の減少によるものであります。

執行率は 9 7. 5 % であります。

7 款土木費は、支出済額 3 億 6 1 6 万 2, 9 7 7 円、前年度との比較は 1, 7 4 4 万 2, 9 8 8 円の減少であります。

この主な要因は、河川費及び都市計画費の減少によるものであります。

翌年度繰越額 2, 0 8 8 万 3 千円は、急傾斜地崩壊対策事業であります。

執行率は 9 1. 9 % であります。

8 款消防費は、支出済額 4 億 6, 9 6 9 万 4, 3 5 8 円、前年度

との比較は2, 253万3, 473円の増加であります。

この主な要因は、消防費における常備消防費の増加によるものであります。

執行率は98.6%であります。

9款教育費は、支出済額6億1, 920万1, 673円、前年度との比較は3, 496万3, 048円の減少であります。

この主な要因は、教育総務費における事務局費及び、社会教育費における公民館費の減少によるものであります。

執行率は97.1%であります。

次に、13、14ページをご覧ください。

10款災害復旧費は、支出済額319万7, 610円であります。

執行率は76.1%であります。

11款公債費は、支出済額11億1, 975万2, 781円、前年度との比較は4, 151万399円の増加であります。

12款予備費は、不執行であります。

以上、歳出合計は、予算現額101億6, 029万9千円に対し、支出済額は99億2, 429万8, 782円で、前年度との比較は3億1, 283万9, 328円の減少であります。

翌年度繰越額は7, 127万7千円、不用額は1億6, 472万3, 218円、執行率は97.6%であります。

なお、この一般会計歳出の不用額でございますが、各節で50万円以上のものにつきましては、その主な理由を39ページから44ページにかけて記載していますので、後ほどご参照ください。

次に、15ページをご覧ください。

これは、一般会計の歳入決算額を円グラフで表したものでございます。

構成比率の高い順から申し上げますと、地方交付税35.1%、市税21.9%、国庫支出金9.3%、以下は記載のとおりであります。

なお、()内の数字は前年度の構成比率であります。

次に、16ページの歳出の構成比でございますが、民生費34.9%、総務費18.3%、衛生費14.9%、以下は記載のとおりでございます。

次に、17ページをご覧ください。

この表は、一般会計の歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものであります。

決算額の合計99億2,429万9千円のうち義務的経費は43億1,656万2千円、全体の43.5%を占めております。

前年度との比較は、7,673万2千円の減少であります。

次に、投資的経費は7億8,121万3千円、前年度との比較は、1億5,300万2千円の減少で、構成比は7.9%であります。

次に、その他の経費は、48億2,652万4千円、前年度との比較は8,310万5千円の減少で、構成比は全体の48.6%であります。

なお、この性質別経費を円グラフで表したものが、18ページに掲載してあります。

次に、19、20ページをご覧ください。

この表は、平成14年度から国保・老人保健・後期高齢・公共下水各特別会計への繰出金と、病院及び水道の企業会計並びに消防・広域連合などの一部事務組合等への負担金について、支出状況をまとめたものであります。

19ページ「繰出金」下から二段目の平成29年度の欄をご覧ください。

国保・後期高齢・公共下水各特別会計への繰出金は、それぞれ記載のとおりで、合計6億3,204万5千円であります。

19ページから20ページ「負担金」の平成29年度の欄をご覧ください。

病院及び水道の企業会計並びに消防・広域連合などの一部事務組合等への負担金は合計14億2,724万1千円であります。

「繰出金」と「負担金」の合計は20億5,928万6千円であ

ります。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

次に、各特別会計の概要についてご説明いたします。

21、22ページをご覧ください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調であります。

1款国民健康保険税は、予算現額3億8,636万9千円に対し、調定額は4億6,518万4,848円、収入済額は3億8,624万3,639円、国民健康保険事業特別会計収入済額全体の12.6%を占めております。

前年度との比較は、2,327万6,653円の減少であります。詳細は備考欄のとおりであります。

不納欠損額は376万6,155円、前年度との比較は、26万3,418円の増加であります。

収入未済額は7,517万5,054円、前年度より73万1,594円の減少であります。

収入率は99.9%、収納率は83.0%であります。

2款国庫支出金の収入済額は、5億8,384万733円、前年度との比較は、56万2,588円の増加であります。

3款療養給付費等交付金は、収入済額5,584万9千円、前年度と比較して3,467万1千円の減少であります。

4款前期高齢者交付金は、収入済額8億5,906万7,298円、前年度との比較は485万4,850円の減少であります。

5款県支出金は、収入済額1億2,668万6,613円、前年度との比較は、696万1,599円の減少であります。

この主な要因は、高額医療費共同事業負担金の減少によるものであります。

6款共同事業交付金は、収入済額5億5,630万1,198円、前年度との比較は4,407万108円の減少であります。

7款財産収入は、収入済額4万1千円、前年度と比較して3千円

の減少であります。

8 款繰入金は、収入済額 3 億 7, 1 6 1 万 7 6 4 円、前年度との比較は 2, 0 9 1 万 9, 0 1 7 円の増加であります。

この主な要因は、国保財政調整基金繰入金の増加であります。

次に、2 3、2 4 ページをご覧ください。

9 款繰越金は、前年度からの繰越金 1 億 1, 3 2 7 万 1, 5 4 7 円であります。

1 0 款諸収入は、収入済額 1, 2 4 9 万 9, 4 9 9 円、主に、第三者行為収入や一般分延滞金などの収入であります。

前年度との比較は 3 0 万 9, 8 9 3 円の増加であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳入合計は、予算現額 2 9 億 9, 2 3 0 万 7 千円に対し、調定額 3 1 億 4, 4 5 5 万 6 2 3 円、収入済額 3 0 億 6, 5 4 1 万 1, 2 9 1 円、不納欠損額 3 7 6 万 6, 1 5 5 円、収入未済額 7, 5 3 7 万 3, 1 7 7 円であります。

収入率は 1 0 2. 4 %、収納率は 9 7. 4 %であります。

次に、2 5、2 6 ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1 款総務費は、支出済額 6, 3 3 3 万 5 9 円、前年度との比較は 7 万 3, 3 6 5 円の減少であります。

執行率は 9 6. 4 %であります。

2 款保険給付費は、支出済額 1 8 億 1, 0 4 8 万 4, 4 6 8 円、支出済額全体の 6 2. 3 %を占めております。

前年度との比較は 7, 0 1 2 万 4, 8 2 8 円の減少であります。

この主な要因は、療養諸費における一般分及び、退職分療養給付費等の減少によるものであります。

執行率は 9 5. 8 %であります。

3 款後期高齢者納付金等は、支出済額 2 億 7, 8 6 6 万 7, 7 6 5 円、前年度との比較は 5 3 1 万 6, 3 0 2 円の減少であります。

この主な要因は、後期高齢者支援金の減少によるものであります。

執行率は 9 9. 9 %であります。

4款前期高齢者納付金等は、支出済額103万2,513円、前年度との比較は82万8,718円の増加であります。

執行率は99.8%であります。

5款老人保健拠出金は、支出済額7,099円、前年度との比較は4,057円の減少であります。

執行率は17.7%であります。

6款介護納付金は、支出済額1億372万5,223円、前年度との比較は530万620円の増加であります。

執行率は99.9%であります。

7款共同事業拠出金は、支出済額5億409万7,688円、前年度との比較は4,889万5,971円の減少であります。

執行率は99.7%であります。

次に、27、28ページをご覧ください。

8款保健事業費は、支出済額1,831万9,191円、前年度との比較は34万3,315円の増加であります。

執行率は88.6%であります。

9款諸支出金は、支出済額3,071万2,143円、前年度との比較は、1,259万8,655円の増加であります。

執行率は97.0%であります。

10款基金積立金は、支出済額9,710万1千円、国保財政調整基金への積立金であります。前年度との比較は1,007万3千円の増加であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳出合計は予算現額29億9,230万7千円に対しまして、支出済額は29億747万7,149円、前年度との比較は1億2,407万215円の減少であります。不用額は8,482万9,851円、執行率は97.1%であります。

なお、歳入歳出各節50万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、45ページから48ページにかけて記載してありますので、後ほどご参照ください。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の決算概要について、ご説明いたします。

29、30ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。

1款後期高齢者医療保険料の収入済額は、1億9,318万4,537円、前年度との比較は420万7,975円の増加であります。

収入率は99.7%、収納率は98.0%であります。

不納欠損額は5万8,987円、収入未済額は386万3,655円であります。

2款繰入金の収入済額は4億1,561万9,644円、前年度との比較は988万9,563円の増加であります。

この主な要因は、事務費繰入金の増加によるものであります。

3款諸収入の収入済額は、2,280万5,218円、前年度との比較は1,122万6,307円の増加であります。

4款繰越金の収入済額は1,759万1,789円、前年度からの繰越金であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳入合計は、予算現額6億4,978万4千円に対し、調定額は、6億5,312万3,830円、収入済額は、6億4,920万1,188円、不納欠損額5万8,987円、収入未済額386万3,655円、収入率は99.9%、収納率は99.3%となりました。

次に、31、32ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1款総務費の支出済額は997万5,647円、前年度との比較は5万5,538円の減少であり、執行率は95.1%であります。

2款広域連合負担金の支出済額は、5億9,887万4,097円、支出総額の93.1%を占めております。

前年度との比較は1,566万4,855円の増加であります。

3款諸支出金の支出済額は3,473万3,735円、一般会計

への繰入金等であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳出合計は、予算現額 6 億 4, 978 万 4 千円に対しまして、支出済額 6 億 4, 358 万 3, 479 円、不用額 620 万 521 円、執行率は 99.0%であります。

なお、歳入歳出各節 50 万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、49 ページから 50 ページにかけて記載してありますので、後ほどご参照ください。

次に、公共下水道事業特別会計の決算概要をご説明いたします。

33、34 ページをご覧ください。

公共下水道事業特別会計の歳入歳出款別決算額調でございます。

収入済額、支出済額いずれも同額の 216 万 2, 314 円であります。

歳入の 1 款繰入金の収入済額は一般会計からの繰入金、歳出の 1 款公債費の支出済額は、市債償還元金及び償還利子で、不用額は 1, 686 円、収入率、執行率はともに 99.9%となりました。

以上、平成 29 年度尾鷲市一般会計及び 3 つの特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明いたしました。

また、監査委員の審査意見書並びに主要施策の成果及び実績報告書も後ほどご参照ください。

なお、内容の詳細につきましては、行政常任委員会におきましてご説明いたしますので、何卒、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

(病院事務長)

議案第62号「平成29年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」につきましてご説明申し上げます。

まず、決算のご説明の前に、平成29年度の病院稼働状況について、ご説明申し上げます。

平成29年度尾鷲市病院事業会計決算書の19ページの業務、1.業務量(1)稼働状況をご覧ください。

平成29年度の入院の延患者数は、一般病棟が5万5,453人、療養病棟が1万5,211人、合計、7万664人で、前年度と比較して1,580人減少しております。

また、病床利用率は、一般病棟の病床数199床に対して76.3%、療養病棟の病床数56床に対して74.4%、全体の病床利用率は75.9%で、前年度と比較して1.7ポイント減少しております。

外来の延患者数は、9万7,906人で、前年度と比較して1,806人減少しております。

次に、20、21ページをご覧ください。

(2)科別患者取扱状況は、前年度対比で見ますと、入院では、外科が1,618人、呼吸器外科が117人、耳鼻咽喉科が1人、皮膚科が20人増加しておりますが、内科が541人、整形外科が2,536人、小児科が74人、産婦人科が20人、眼科が34人、泌尿器科が131人減少しております。

また、外来では、内科が846人、神経内科が139人、外科が150人、眼科が370人、精神科が36人増加しておりますが、呼吸器外科が82人、脳神経外科が58人、整形外科が2,046人、小児科が133人、産婦人科が154人、耳鼻咽喉科が194人、皮膚科が468人、泌尿器科が209人、放射線科が3人減少しております。

それでは、平成29年度尾鷲市病院事業会計決算の主な内容につ

いて、ご説明いたします。

1、2ページをご覧ください。

(1) 収益的収入及び支出の収入では、第1款、病院事業収益の予算額44億2,184万円に対し、決算額は、43億9,479万8,360円で、予算額に比べ2,704万1,640円の減であります。

次に、支出では、第1款、病院事業費用の予算額、44億4,110万7千円に対し、決算額は、44億1,551万8,113円で、不用額は2,558万8,887円であります。

次に、3、4ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入では、第1款、資本的収入の予算額3億700万1千円に対し、決算額は、3億699万8千円で、予算額に比べ3千円の減であります。

次に、支出では、第1款、資本的支出の予算額4億4,882万7千円に対し、決算額は、4億4,395万2,052円で、不用額は487万4,948円あります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、1億3,695万4,052円につきましては、全額、一時借入金で措置しております。

次に、5、6ページの損益計算書をご覧ください。

1 医業収益は、38億343万1,387円、2 医業費用は、42億7,646万4,721円で、医業損失は、4億7,303万3,334円あります。

3 医業外収益は、5億8,034万4,807円、4 医業外費用は、2億1,320万3,864円で、医業外収支は、3億6,714万943円あります。

この額から医業損失を差し引いた1億589万2,391円が経常損失であります。

5 特別利益は、5万8,367円、6 特別損失は、12万512円で、経常損失からこの収支差を差し引いた当年度純損失は、1億

595万4,536円であります。

これに、前年度繰越欠損金27億54万5,598円を加えた当年度未処理欠損金は、28億650万134円となり、この額を翌年度に繰り越しするものであります。

次に、7、8ページの剰余金計算書をご覧ください。

資本金の当年度末残高は、前年度末残高と同額の2億85万6,095円であります。

次に、資本剰余金の受贈財産評価額、寄附金及び国県補助金の当年度末残高は、前年度末残高と同額のそれぞれ3,130万9,412円、1,827万6,650円、1億6,696万3,762円であります。

その他資本剰余金は、非償却資産分に係る一般会計からの元金償還繰入金1,015万3千円により、当年度末残高は、25億7,653万8,421円であります。

これらを合計した資本剰余金の当年度末残高は、27億9,308万8,245円であります。

次に、利益剰余金は、当年度純損失1億595万4,536円により、当年度末残高は、マイナス28億650万134円であります。

次に、7ページ下段の欠損金処理計算書をご覧ください。

いずれも、当年度処分額はありませぬので、資本金の処分後残高は、2億85万6,095円、資本剰余金の処分後残高は、27億9,308万8,245円、未処理欠損金の処分後残高は、マイナス28億650万134円あります。

次に、9ページから11ページまでの貸借対照表について、ご説明いたします。

まず、9ページ、資産の部をご覧ください。

1 固定資産の(1)有形固定資産は、イからへまでのそれぞれの資産額から減価償却累計額を差し引いた30億6,858万6,934円あります。

(2) 無形固定資産は、327万9,200円であります。

(3) 投資その他の資産は、1,225万650円で、これら固定資産合計は、30億8,411万6,784円であります。

次に、2流動資産は、(1)現金預金、(2)未収金、(3)貯蔵品、(4)前払金を合わせた流動資産合計、6億7,378万7,266円であります。

固定資産、流動資産を合わせた資産合計は、37億5,790万4,050円であります。

次に、10ページ、負債の部をご覧ください。

3固定負債の(1)企業債は、平成31年度以降償還予定の企業債20億8,445万6,068円であります。

(2)引当金は、退職給付引当金として本年度までに計上した2億9,234万5,557円で、固定負債合計は、23億7,680万1,625円であります。

4流動負債の(1)一時借入金は、3億5千万円で、前年度と比較して3千万円の減であります。

(2)企業債は、平成30年度償還予定の2億8,718万579円であります。

(3)未払金は、1億3,102万5,106円であります。

(4)引当金は、イ賞与引当金1億902万5,250円、ロ法定福利費引当金2,032万2,627円で、引当金合計は、1億2,934万7,877円であります。

(5)その他流動負債は、2,095万4,183円で、流動負債合計は、9億1,850万7,745円であります。

5繰延収益は、収益化累計額を差し引きした長期前受金が、2億7,515万474円で、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は、35億7,045万9,844円であります。

次に、11ページ、資本の部をご覧ください。

6資本金は、2億85万6,095円であります。

7剰余金の(1)資本剰余金は、イ受贈財産評価額、ロ寄附金、

ハ国県補助金、ニその他資本剰余金を合計した27億9,308万8,245円であります。

(2) 欠損金は、イ当年度未処理欠損金と同額の28億650万134円となり、これを資本剰余金から差し引いたマイナス1,341万1,889円が剰余金合計であります。

資本金と剰余金を合わせた資本合計は、1億8,744万4,206円、負債の部と合わせた負債資本合計は、37億5,790万4,050円で、9ページの資産合計額と同額であります。

次に、12、13ページには、会計処理の基準及び手続きを注記として記載しております。

以上が、平成29年度尾鷲市病院事業会計の決算説明であります。

なお、決算書の14ページ以降に、決算附属書類を添付しておりますので、ご参照のうえ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

(水道部長)

議案第63号「平成29年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案の説明に入る前に、平成29年度の水道事業の概況について、ご説明申し上げます。

決算書の13ページをご覧ください。

平成29年度の給水戸数は9,473戸で前年度に比べて93戸の減であり、普及率は99.9%でございます。

年間総給水量は386万5,989立方メートル、前年度と比較すると給水量で14万230立方メートルの減、有収水量で14万799立方メートルの減となっております。有収水量減少は大口使用量の減少が主な要因と考えております。

「建設改良と維持管理」につきましては、上水道において倉ノ谷町、野地町、瀬木山町地内の配水管布設替工事及び向井加圧ポンプ場加圧ポンプ他取替工事、尾鷲市水道施設管理システム構築業務委託、瀬木山町地内配水管布設替工事設計業務委託を実施いたしました。

簡易水道においては、曾根町、須賀利町、古江町、賀田町地内の配水管布設替工事及び早田地内配水管改良工事、三木里浄水場取水ポンプ更新工事、賀田浄水場配水流量計取替工事を実施いたしました。

次に、経理状況であります。収益的収支では、「事業収益」5億3,302万620円に対し、「事業費用」4億8,345万9,081円で、差し引き4,956万1,539円の純利益を計上することとなりました。

以上、概略説明を申し上げ、議案の説明をさせていただきます。

決算書の1ページをご覧ください。

(1) 収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款「水道

事業収益」予算額 5 億 6, 7 1 3 万 5 千円に対し、決算額は 5 億 7, 2 3 1 万 5 9 3 円で、予算額を 5 1 7 万 5, 5 9 3 円上回っております。

次に、支出の第 1 款「水道事業費用」予算額 5 億 2, 7 9 4 万 3 千円に対し、決算額は 5 億 1, 4 9 1 万 6, 5 6 9 円で、1, 3 0 2 万 6, 4 3 1 円の不用額を生じております。

続きまして、3 ページの(2) 資本的収入及び支出につきましては、収入の第 1 款「資本的収入」予算額 1, 8 4 6 万 9 千円に対し、決算額は 1, 8 8 6 万 9, 4 4 0 円で、予算額より 4 0 万 4 4 0 円上回っております。

次に、支出の第 1 款「資本的支出」予算額 3 億 2, 2 3 9 万 8 千円に対し、決算額は 3 億 1, 4 2 8 万 3, 0 0 5 円であり、不用額は 8 1 1 万 4, 9 9 5 円となりました。資本的収支において、収入額が支出額に対して不足する額、2 億 9, 5 4 1 万 3, 5 6 5 円は、下段に記述してありますように当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7 7 1 万 1, 7 7 4 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 9, 5 0 8 万 8, 6 5 0 円、減債積立金 9, 2 6 1 万 3, 1 4 1 円で補てんいたしました。

次に、5 ページの損益計算書をご覧ください。

1. 「営業収益」4 億 9, 4 1 4 万 4, 0 9 3 円から 2. 「営業費用」4 億 2, 4 7 8 万 3, 0 8 6 円を差し引いた、6, 9 3 6 万 1, 0 0 7 円が営業利益で、これに 3. 「営業外収益」3, 8 8 7 万 6, 5 2 7 円を加え、4. 「営業外費用」5, 8 5 9 万 1, 6 4 5 円を減額しますと、経常利益 4, 9 6 4 万 5, 8 8 9 円となります。

この経常利益に、6. 「特別損失」8 万 4, 3 5 0 円を減額した、4, 9 5 6 万 1, 5 3 9 円が、当年度純利益となります。これに前年度繰越利益剰余金 2 億 4, 8 0 3 万 7, 2 0 9 円と、減債積立金の取り崩しにより発生する「その他未処分利益剰余金変動額」9, 2 6 1 万 3, 1 4 1 円を加えた 3 億 9, 0 2 1 万 1, 8 8 9 円が、当年度未処分利益剰余金となります。

次に、6ページの剰余金計算書をご覧ください。

「資本金」当年度末残高は18億1,803万5,191円となっております。

「剰余金」の内、「資本剰余金」につきましては、前年度末残高と同額の4,682万388円となります。

利益剰余金の部では、「減債積立金」は補てん財源として使用した9,261万3,141円を減額した2億4,896万6,542円が当年度末残高となり、積立金の使用額と同額が、未処分利益剰余金に計上されます。

「建設改良積立金」は前年度末残高と同額となります。

「未処分利益剰余金」の当年度末残高は、先ほどの損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金3億9,021万1,889円で、「利益剰余金合計」は、7億1,561万4,387円となります。

次に、7ページの尾鷲市水道事業会計剰余金処分計算書（案）につきましては、利益の処分について本議案において一括してご審議をお願いするものであり、当年度未処分利益剰余金3億9,021万1,889円のうち、減債積立金の使用に伴い発生した「その他未処分利益剰余金変動額」と同額分9,261万3,141円を資本金へ組入れ、残額の2億9,759万8,748円を翌年度へ繰越するものでございます。

次に、8ページから10ページまでの貸借対照表について、ご説明いたします。

まず、8ページの資産の部であります。1.「固定資産」は(1)「有形固定資産」から(3)「投資その他の資産」までの合計で54億950万8,570円であります。

2.「流動資産」は、(1)「現金預金」から(4)「その他流動資産」までの合計で、7億8,696万2,832円で、「資産合計」は61億9,647万1,402円となります。

次に、9ページの負債の部であります。3.「固定負債」は(1)

企業債と（２）引当金の合計で、２９億７，３０５万９，１７０円となります。

４．「流動負債」は（１）企業債から（４）その他流動負債までの合計２億６，２０９万３，２９９円となり、５．「繰延収益」３億８，０８４万８，９６７円を合わせた「負債合計」は３６億１，６００万１，４３６円となります。

次に、１０ページの資本の部では、６．「資本金」といたしまして、１８億１，８０３万５，１９１円、７．「剰余金」といたしまして、（１）資本剰余金４，６８２万３８８円、（２）利益剰余金７億１，５６１万４，３８７円となり、「資本剰余金」と「利益剰余金」を加えた「剰余金合計」は７億６，２４３万４，７７５円で、「資本合計」は２５億８，０４６万９，９６６円となります。

負債資本の合計は、６１億９，６４７万１，４０２円となり、８ページ二重線を引いております「資産合計」の額と一致しております。

次の、１１ページ、１２ページは、会計処理の基準及び手続きを注記として明示しております。

以上で平成２９年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の説明といたします。

なお、決算書の１３ページから３１ページまで決算付属書類を添付しておりますので、ご参照のうえ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

（降壇）

(登壇)

それでは、人事案件についてご説明いたします。

議案書の18ページをご覧ください。

議案第64号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、「^{もりした}森下^{たつみ}龍美」氏の任期が本年9月30日をもって満了いたしますが、教育、文化に識見を有する「森下」氏を引き続き教育委員に任命いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何卒よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、諮問第2号から諮問第4号までの「人権擁護委員候補者の推薦について」につつましてご説明いたします。

議案書の20ページから25ページをご覧ください。

本市の人権擁護委員は7人の委員で構成されておりますが、そのうち3人の委員が本年12月31日に任期満了となることから、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある「榎本^{えのもと} 隆吉^{たかよし}」氏、「平山^{ひらやま} 泉^{いずみ}」氏、「村島^{むらしま} 洋子^{ようこ}」氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、報告案件2件についてご説明いたします。

議案書の26ページをご覧ください。

報告第8号「平成29年度健全化判断比率及び平成29年度資金不足比率の報告について」につきましては、本市の平成29年度決算について「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

詳細につきましては、27ページのとおり「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」において、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、公営企業においても、各会計とも資金不足が生じていないことを報告させていただきます。

次に、28ページの報告第9号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、本年7月に発生しました自動車事故による損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上をもちまして、報告案件2件の説明とさせていただきます。

(降壇)